

立ちどまらない保険。

三井住友海上

安心のゴールキーパーでありたい。

MS&AD INSURANCE GROUP

GK

2011年1月1日以降始期契約用

家庭用火災保険

スーパーロング

(保険期間6年以上)

すまいの保険



すまいの
未来を守る。

ずっと住み続けるすまいのために、
6年以上の長期の保険で
安心に応える保険です。
すまいのリスクにあわせて
選べる契約プランで、
わかりやすく確実に補償します。



三井住友海上は
サッカー日本代表を応援しています！

手順1 すまいのリスク

すまいのリスクをもう一度確認してください。



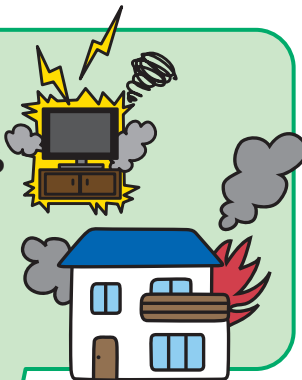
6

自動車の飛び込みや不注意などによる
破損、汚損等



1

失火やもらい火による
火災、落雷、ガス爆発などの破裂・爆発



2

ひょう
風災、雹災、雪災

による窓ガラスや屋根の破損



5

台風や集中豪雨による川の氾濫などの
水災



3

給排水設備に生じた事故などによる
水ぬれ



4

泥棒に窓ガラスを割られたなどの損害や家財の
盗難



あなたの大切なすまいは、主に**6つのリスク**に
取り巻かれています。
しっかりと備えておきたいものです。

地震の
リスクも
お忘れなく!



地震による火災で家が焼失した



地震で家が損壊した



地震による津波で家が流された



地震で家財が損壊した

手順 2 保険の対象

リスクに備えるため 保険の対象をお選びください。



① 建物^(注1)のみ



② 建物^(注1)と家財^{(注2)(注3)}の 両方



(注1) 居住用の建物に限ります。建物のみのご契約では、家財は保険の対象に含まれません。また、建物の基礎・地下室、門・塀・垣、延床面積が66㎡未満の付属建物(物置・車庫等)は、ご契約時に含まないことをお申出されない限り、保険の対象に含まれます。

(注2) **家財のみを保険の対象とするご契約はできません。** 保険の対象となる家財は、保険申込書記載の建物が所在する敷地内に収容されるものに限ります。保険の対象に含まれないものについては、4ページをご参照ください。

(注3) 家財を保険の対象とする場合、「家財(長期用)特約」がセットされます。

家財(長期用)特約

家財も大きな財産です。建物だけを保険の対象としても家財の損害は補償されません。建物とあわせて是非ご契約ください。

※契約プランが「2つの補償プラン」である場合、この特約をセットできません。 [3ページ※1※2参照](#)



保険の対象についてご注意ください

保険の対象 ^(注)		ご注意ください
付属建物 (物置、車庫等)	延床面積 66㎡未満	ご契約時に含まないことをお申出されない限り、建物契約の保険の対象に含まれます。
	延床面積 66㎡以上	保険の対象に含まれません。
屋外設備 (井戸、側溝、敷石等)		建物契約の保険の対象に含まれます。ただし、1回の事故につき敷地内一括で30万円を超える損害については、その損害額を30万円とみなします。 損害額のうち30万円を超える部分については補償されません。 6ページ(1)【建物の場合】参照
貴金属等 (貴金属、宝石、美術品等)		「家財(長期用)特約」の保険の対象である家財に含まれます。ただし、1個または1組について30万円を超える損害については、その損害額を30万円とみなします。 損害額のうち30万円を超える部分については補償されません。 6ページ(1)【家財(長期用)特約をセットする場合】参照

(注) 保険の対象に含まれるのは、保険申込書記載の建物が所在する敷地内に設置または収容されるものに限ります。

手順3 契約プラン

リスクに対応した契約プランをお選びください。



○：補償されます（保険金をお支払いする事故） ×：補償されません

オススメ

マンション等の共同住宅専用（注）

すまいの主なリスク	契約プラン		6つの補償プラン		5つの補償プラン		4つの補償 + 破損汚損プラン	
	建物	家財	建物	家財	建物	家財	建物	家財
1 火災、落雷、破裂・爆発 例) 火災により建物が焼失した。 落雷により家電製品がこわれた。	○	○	○	○	○	○	○	○
2 風災、雹災、雪災 例) 台風で窓ガラスが割れ 建物や家財が損害を受けた。	○	○	○	○	○	○	○	○
3 水ぬれ 例) マンション上階からの水漏れで 部屋や家財が水びたしになった。	○	○	○	○	○	○	○	○
4 盗難 例) 泥棒により窓ガラスが割られ 現金や家財が盗難にあった。	○	○	○	○	○	○	○	○
5 水災 例) 大雨による洪水で床上浸水し、 建物や家財が損害を受けた。	○	○	○	○	○	○	×	×
6 破損、汚損等 例) 自動車飛び込んできて、建物がこわれた。 家具をぶつけてドアをこわしてしまった。 子供が遊んでいて壁に穴をあけてしまった。	○	×	○	×	○	×	○	×
安心のサービス 暮らしのQQ隊 水まわりQQサービス、カギあけQQサービスの総称です。 詳しくは10ページをご参照ください。	セットされます		セットされます		セットされます		セットされます	

※1 上表に記載された契約プラン以外に、「4つの補償プラン」(①～④)のリスクが補償されます)および「2つの補償プラン」(①～②)のリスクが補償されます)があります。ただし、これらのプランには暮らしのQQ隊サービスはセットされません。
 ※2 家財のみを保険の対象とするご契約はできません。家財を保険の対象とする場合、「家財(長期間)特約」がセットされます(「2つの補償プラン」は家財を保険の対象とすることができません。)
 ※3 「家財(長期間)特約」では、破損、汚損等による損害は、補償されません。家財について破損、汚損等の補償をご希望の場合、家財を保険の対象として「GK すまいの保険(保険期間5年以下用)」の「6つの補償プラン」または「4つの補償+破損汚損プラン」をご契約ください。
 (注) 保険の対象である建物が耐火構造の共同住宅の場合に選択いただけます。
 耐火構造の共同住宅とは、構造級別がM構造、T構造、M級または2級の共同住宅をいいます。

地震のリスクに対応した保険



地震保険

「GK すまいの保険・スーパーロング」とあわせてご契約いただけます。(注)

地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没または流失による建物や家財の損害を補償します。**火災保険では、地震等を原因とする損害は補償されません。**

詳しくは7ページをご参照ください。

(注) 地震保険をご希望されない場合には、保険申込書の「地震保険ご確認欄」をお確かめのうえ署名(または押印)してください。

保険金をお支払いする主な場合

3ページの表の「○：補償されます（保険金をお支払いする事故）」に該当する事故によって、保険の対象とした建物または家財に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。お支払いする保険金の額は6ページをご参照ください。

保険金をお支払いする事故の説明

- | | | |
|----------|--------------------|---|
| 1 | 火災、落雷、破裂・爆発 | 火災（消防活動による水ぬれを含みます。）、落雷または破裂・爆発（気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象）をいいます。 |
| 2 | 風災、雹災、雪災 | 台風、旋風、暴風、暴風雨等による風災（洪水、高潮等を除きます。）、雹災または豪雪、雪崩等の雪災（融雪洪水を除きます。）をいいます（吹込みまたは雨漏りなどによる損害を除きます。）。 |
| 3 | 水ぬれ | 給排水設備の破損もしくは詰まりにより生じた漏水、放水等または他人の戸室で生じた漏水、放水等による水ぬれをいいます。 |
| 4 | 盗難 | 強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。 |
| 5 | 水災 | 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等によって、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被ることをいいます。 |
| 6 | 破損、汚損等 | 不測かつ突発的な事故をいいます。ただし、1から4までの事故または台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等によって浸水を被る事故を除きます。 |

保険金をお支払いしない主な場合

①以下のいずれかに該当する損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- 風、雨、雪、雹、砂塵の吹込みや漏入等による損害
- 置き忘れまたは紛失による損害
- 建物が所在する敷地外にある家財に生じた事故による損害
- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失等による損害
- 被保険者と同居の親族または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意による損害
- 保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害
- 保険の対象の欠陥によってその部分に生じた損害
- 戦争、内乱、その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 核燃料物質等による事故、放射能汚染によって生じた損害

②「破損、汚損等」については、①の場合のほか以下のいずれかに該当する損害に対しても、保険金をお支払いしません。

- 電気的・機械的事故（故障）によって生じた損害
- すり傷、かき傷、塗料のはがれ、落書き等の外観上の損傷または汚損（保険の対象の機能に支障をきたさない損害）
- 電球、蛍光管、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害
- 土地の沈下、隆起等によって生じた損害
- 公権力の行使によって生じた損害
- 加工・修理等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によってその部分に生じた損害
- 詐欺または横領によって生じた損害

③以下の家財は保険の対象に含まれません。

- 船舶、航空機、自動車、バイク（総排気量125cc以下の原動機付自転車を除きます。）
- ラジコン
- 携帯電話等の携帯式通信機器およびこれらの付属品
- 眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯または義肢
- 動物および植物等の生物
- 通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、乗車券等（注）
- 証書（運転免許証、パスポートを含みます。）、帳簿、稿本、設計書、図案、プログラム、データ

（注）通貨、小切手、乗車券等および預貯金証書に、盗難による損害が生じた場合は、保険の対象として取り扱います。詳細は、6ページ（1）【家財（長期用）特約をセットする場合】③～④をご参照ください。

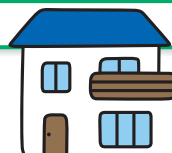
手順 4 保険金額と免責金額

保険の対象に応じて保険金額と免責金額をお決めください。

保険金額の設定方法

建物と家財について、保険金額をお決めください。

※地震保険の保険金額の設定方法は、取扱いが異なります。詳しくは8ページをご参照ください。



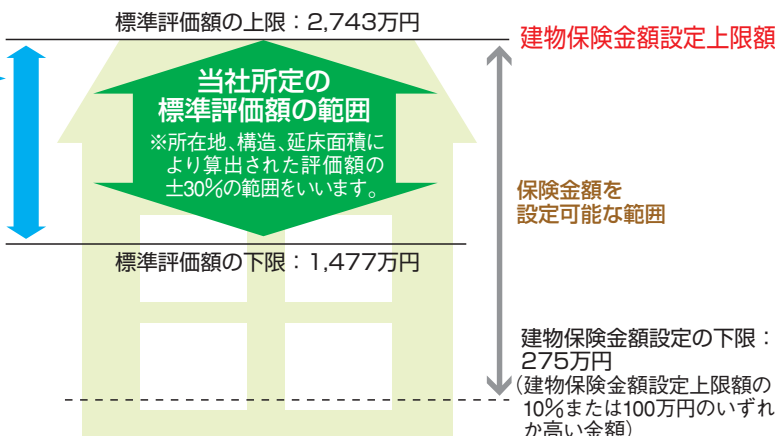
(1) 建物 (建物保険金額設定上限額方式)

建物保険金額は当社が定める建物の標準評価額の上限 (建物保険金額設定上限額) 以下、かつ、100万円以上1万円単位でお決めください。ただし、建物保険金額設定上限額の10%が下限となります。

【建物の標準評価額と建物保険金額の設定について (例)】

標準評価額の範囲内での保険金額設定をおすすめします！

- 標準評価額 (例) の算出条件 (平成23年7月現在)
 - ・所在地: 神奈川県
 - ・構造: T構造 (耐火)
 - ・延床面積: 100㎡
 - ・1㎡当たり新築費単価: 21.1万円
- 標準評価額 (当社所定の標準評価額の中点)
 - = 21.1万円 × 100㎡
 - = 2,110万円
- 標準評価額の上限
 - = 21.1万円 × 100㎡ × 130%
 - = 2,743万円
- 標準評価額の下限
 - = 21.1万円 × 100㎡ × 70%
 - = 1,477万円



- 建物保険金額の設定につきましては、次の点にご注意ください。
 - ①標準評価額は、再調達価額を基準として算出されます。事故が発生した場合に十分な補償を受けられるよう、標準評価額の範囲内でのご契約をおすすめします。
 - ②建物の基礎・地下室・門・塀・垣、付属建物(延床面積が66㎡未満の物置・車庫等)は、ご契約時に含まないことをお申出されない限り、保険の対象に含まれます。保険の対象に含まない場合は、標準評価額が変更となります(分譲マンションの場合を除きます。)
 - ③標準評価額の上限を超える評価額(個別評価額)の根拠をご提示いただいた場合には、建物保険金額設定上限額を、その個別評価額に変更することも可能です。ただし、その個別評価額が標準評価額の上限の1.5倍を超える場合には、根拠資料(不動産売買契約書(写)や工事請負契約書(写)等)をご提出いただけますようお願いいたします。
 - ④同一の建物について複数のご契約をされると、ご契約を1つにした場合に比べ、保険料が割高となる場合があります。

(2) 家財 (家財(長期間) 特約をセットする場合)

特約家財保険金額は再調達価額以下、かつ、100万円以上1,500万円以下 (100万円単位) でお決めください。

- 特約家財保険金額の設定につきましては、次の点にご注意ください。
 - ①事故が発生した場合に十分な補償を受けられるよう、再調達価額に相当する額でのご契約をおすすめします。標準的な再調達価額につきましては、下表をご参照ください。詳細につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
 - ②同一の家財について複数のご契約をされると、ご契約を1つにした場合に比べ、保険料が割高となる場合があります。

(ご参考) 標準世帯における家財の評価額 (再調達価額) の目安 (平成23年7月現在)

下記の評価額を参考にして、保険金額を設定してください。

世帯主の年齢	家族構成	ご夫婦のみ
27才以下		500万円
28才~32才		590万円
33才~37才		780万円
38才~42才		1,070万円
43才~47才		1,370万円
48才以上		1,440万円

左記の評価額に世帯主ご夫婦と生計を共にする同居の親族の方の家財の評価額を加算してください。

<加算評価額>

- ・18才以上の方…1名あたり120万円
- ・18才未満の方…1名あたり90万円



※1 上表は標準例ですので、実態に即し適宜調整をして、ご契約ください。
 ※2 1個または1組の再調達価額が30万円を超える貴金属、宝石、美術品等は含まれておりません。

免責金額の設定方法

建物と家財について、免責金額をお決めください。

保険の対象	以下の免責金額よりお選びください。
建物	1万円、2万円、3万円、5万円、10万円
家財 ^(注)	1万円、2万円、3万円、5万円

(注) 家財を保険の対象とする場合、「家財(長期用)特約」がセットされます。

お支払いする保険金の額

(1) 損害保険金

お支払いする損害保険金の額は次表のとおりです。

【建物の場合】

保険金を支払う事故	支払保険金の額
契約プランの 「保険金をお支払いする主な場合」 に該当する事故 (4ページ参照)	【全焼・全壊 ^(注) の場合】 損害保険金 = 建物保険金額
	【全焼・全壊以外の場合】 損害保険金 = 損害額 - 免責金額 ただし、損害保険金として支払う額は、1回の事故につき建物保険金額を限度とし、免責金額は1回の事故ごとに適用します。

(注) 全焼・全壊とは、次の算式による割合が80%以上である損害をいいます。

$\frac{\text{保険の対象である建物の焼失、流失または損壊した部分の床面積}}{\text{保険の対象である建物の延床面積}}$

「焼失、流失または損壊した部分の床面積」には、汚損および水ぬれ損を被った部分の床面積を含みません。

● 損害額の算出方法は以下のとおりです。

- ① 損害額は再調達価額を基準とする修理費により算出します(盗取の場合は再調達価額とします)。修理費(修理または交換費用のうちいずれか低い額)には残存物取片づけ費用を含み、原因調査費用、仮修理費用等を含みません。修理に伴って生じた残存物があるときは、その価額を差し引きます。
- ② 損害を被った保険の対象が庭木または屋外設備の場合で、損害額が1回の事故につき30万円を超えるときは、庭木または屋外設備のそれぞれについて敷地内ごとにその損害額を30万円とみなします。庭木については、同一の事故により建物も損害を受け7日以内に枯死した場合のみ保険金をお支払いします。

【全焼・全壊時の建物保険金額全額払】

全焼・全壊時(延床面積に対する損害の割合が80%以上)には、建物保険金額をそのままお支払いいたします。



損害が延床面積の
80%以上

建物保険金額を
全額お支払い

【家財(家財(長期用)特約をセットする場合)】

保険金を支払う事故	支払保険金の額
契約プランの 「保険金をお支払いする主な場合」 に該当する事故 (4ページ参照)	損害保険金 = 損害額 - 免責金額 ただし、損害保険金として支払う額は、1回の事故につき特約家財保険金額を限度とし、免責金額は1回の事故ごとに適用します。

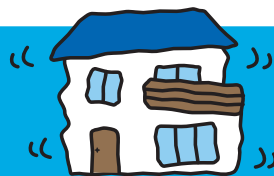
● 損害額の算出方法は以下のとおりです。

- ① 損害額は再調達価額を基準とする修理費により算出します(盗取の場合は再調達価額とします)。修理費(修理または交換費用のうちいずれか低い額)には残存物取片づけ費用を含み、原因調査費用、仮修理費用等を含みません。修理に伴って生じた残存物があるときは、その価額を差し引きます。
- ② 損害を被った保険の対象が貴金属等の場合で、損害額が1個または1組について30万円を超えるときは、その損害額を30万円とみなします。
- ③ 通貨、小切手、乗車券等については、盗難による損害があった場合のみ、損害保険金をお支払いします。ただし、その損害額の合計が1敷地内につき30万円を超えるときは、その損害額を30万円とみなします。
- ④ 預貯金証書(通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。)については、盗難によって現金が引き出される損害があった場合のみ、引き出された額について損害保険金をお支払いします。ただし、その損害額の合計が1敷地内につき30万円を超えるときは、その損害額を300万円とみなします。

(2) 損害防止費用

損害保険金をお支払いする事故があった場合、損害の発生および拡大の防止のため消火活動が必要または有益な所定の費用(消火薬剤の再取得費用等)を支出したときに、その実費を損害防止費用としてお支払いします。

手順 5 地震保険



地震保険への加入をおすすめします。

地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする火災、損壊、埋没または流失による建物や家財の損害を補償します。

※「GK すまいの保険・スーパーロング」では、地震等による損害は補償されません。

地震保険のみを単独でご契約いただくことはできません。地震保険は「GK すまいの保険・スーパーロング」とあわせてご契約いただきますが、お客さまがご希望されない場合は、地震保険をご契約いただかないことも可能です。ただし、この場合には地震等による損壊等の損害だけでなく、地震等による火災損害についても保険金をお支払いしません（地震火災費用特約では、保険金をお支払いする場合があります。）。

※地震保険をご希望されない場合には、保険申込書の「地震保険ご確認欄」をお確かめのうえ署名（または押印）してください。

地震保険の保険の対象

- ①居住用の建物（住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。）
- ②家財

※地震保険の保険の対象は、「GK すまいの保険・スーパーロング」で保険の対象となっているものに限ります。「GK すまいの保険・スーパーロング」の保険の対象が上記①および②である場合、地震保険の保険の対象として①または②のいずれかのみを選択することもできます。なお、建物のみが地震保険の保険の対象である場合、家財の損害は補償されません。また、家財のみが地震保険の保険の対象である場合、建物の損害は補償されません。

■保険の対象とならないもの*

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手
- 自動車、バイク（総排気量125cc以下の原動機付自転車を除きます。）
- 貴金属、宝石、美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 等

※セットでご契約いただく「GK すまいの保険・スーパーロング」の保険の対象に含めている場合であっても、地震保険では対象となりません。

地震保険のお支払いについて

■保険金をお支払いする場合

地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって保険の対象に生じた損害が全損、半損または一部損となった場合

※「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準^(注1)」に従って行います。

	建物	家財
全損	地震等により損害を受け、主要構造部（基礎、柱、壁、屋根等）の損害の額が、その建物の時価額の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合	地震等により損害を受け、損害の額が保険の対象である家財全体の時価額の80%以上となった場合
半損	地震等により損害を受け、主要構造部（上記に同じ）の損害の額が、その建物の時価額の20%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上70%未満となった場合	地震等により損害を受け、損害の額が保険の対象である家財全体の時価額の30%以上80%未満となった場合
一部損	地震等により損害を受け、主要構造部（上記に同じ）の損害の額が、その建物の時価額の3%以上20%未満となった場合 ^(注2)	地震等により損害を受け、損害の額が保険の対象である家財全体の時価額の10%以上30%未満となった場合

(注1) 地震保険の損害認定処理を迅速・的確・公平に行うために(社)日本損害保険協会が制定した損害認定基準のことをいいます。

(注2) 地震等を原因として、建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った場合において、建物の損害が全損または半損に至らないときは、これをその建物の一部損とみなします。

■お支払いする保険金の額

全損	地震保険の保険金額×100%（時価額が限度）
半損	地震保険の保険金額×50%（時価額の50%が限度）
一部損	地震保険の保険金額×5%（時価額の5%が限度）

- 損害保険会社全社で算出された1回の地震等による保険金総額が5兆5,000億円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された保険金総額に対する5兆5,000億円の割合によって削減されることがあります（平成23年7月現在）。
- 72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。



■保険金をお支払いしない主な場合

地震等により保険の対象が損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後、に生じた損害や、保険の対象の紛失・盗難によって生じた損害の場合には保険金をお支払いしません。

地震保険の保険金額

地震保険の保険金額は、「GK すまいの保険・スーパーロング」の**保険金額の30%～50%**の範囲内でお決めください。ただし、同一の建物や家財について加入された他の地震保険契約と合算して、**建物5,000万円、家財1,000万円が限度**となります。

※マンション等の区分所有建物の場合は各区分所有者ごとにこの限度額が適用されます。複数世帯が居住する共同住宅建物の場合は、世帯ごとにこの限度額を適用することができます。

地震保険の保険期間

地震保険は1年間または5年間ずつ自動的に継続する方式となります。

「GK すまいの保険・スーパーロング」の保険期間	地震保険の保険期間
保険期間が6～36年	1年〔自動継続(注)〕または5年〔自動継続(注)〕

(注) 特にお申出のない限り「GK すまいの保険・スーパーロング」の満期まで自動的に継続されます。

火災保険の保険期間の途中で地震保険のご契約を希望される場合

「GK すまいの保険・スーパーロング」のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、「GK すまいの保険・スーパーロング」の保険期間の途中から地震保険をご契約いただけますので、ご希望される場合には、取扱代理店または当社にご連絡ください。

警戒宣言が発令された場合のご契約について

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および保険金額の増額契約（地震保険金額を増額して継続する契約をいいます。）はお引受けできませんのでご注意ください。

地震保険の割引制度について

保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物（以下「対象建物」といいます。）が下表①～④のいずれかに該当し、確認資料^(注1)をご提出いただいた場合、地震保険に割引（10%～30%）を適用します^{(注2) (注3)}。

(注1) 確認資料とは、下表の「確認資料」に記載の書類またはいずれかの割引の適用が確認できる^(※)保険証券（写）、保険契約証（写）、保険契約継続証（写）もしくは変更確認書（異動承認書）（写）をいいます。

(※) 建築年割引の場合は、対象建物の新築年月が昭和56年6月1日以降であることも確認する必要があります。

(注2) 下記①～④の条件を複数満たす場合であっても、割引はいずれか1つのみの適用となります。

(注3) この割引は、保険期間のうち確認資料をご提出いただいた日以降の期間について適用されます。

割引の種類	割引率	条件	確認資料
①免震建築物割引	30%	対象建物が「住宅の品質確保の促進等に関する法律」(品確法)に規定された免震建築物である場合	以下のいずれか ・品確法に基づく「建設住宅性能評価書*1」(写)または「現況検査・評価書」(写) ・(1)「認定通知書」等長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(写)および(2)「技術的審査適合証」等免震建築物であることが確認できる書類(写)*2 ※1当資料が交付されていない場合に限り、「設計住宅性能評価書」(写) ※2長期優良住宅に関する認定書類については、2011年7月1日以降、地震保険の保険期間が開始する契約から確認資料となります。
②耐震等級割引	10% 30%	対象建物が品確法または「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」(評価指針)に定められた耐震等級を有している場合	以下のいずれか ・品確法に基づく「建設住宅性能評価書*1」(写)または「現況検査・評価書」(写) ・評価指針に基づく「耐震性能評価書」(写) ・(1)「認定通知書」等長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(写)および(2)「技術的審査適合証」等耐震等級が確認できる書類(写)*2*3 ※1当資料が交付されていない場合に限り、「設計住宅性能評価書」(写) ※2長期優良住宅に関する認定書類については、2011年7月1日以降、地震保険の保険期間が開始する契約から確認資料となります。 ※3「認定通知書」等上記(1)のみご提出いただいた場合には、耐震等級割引(20%)を適用します。
③耐震診断割引	10%	対象建物が地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、昭和56年6月1日に施行された改正建築基準法における耐震基準を満たす場合	以下のいずれか ・耐震診断または耐震改修の結果により減税措置の適用を受けるための証明書(写) ・建物の所在地、耐震診断年月日および「平成18年国土交通省告示第185号に適合している」旨の文言が記載された書類(写)
④建築年割引	10%	対象建物が昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合	以下のいずれか ・「建物登記簿謄本」(写)、「建物登記簿権利証」(写)、「建築確認書」(写)等の対象建物の新築年月が確認できる公的機関等(国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等)が発行する書類(写)および公的機関等に対して届け出た書類(写)(公的機関等の受領印または処理印が確認できるものに限り)。 ・宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書(写)

地震保険料控除制度

個人契約の場合、お支払いいただく地震保険料が地震保険料控除の対象となり、所得税については最高50,000円まで、住民税については最高25,000円まで毎年の課税対象額から控除されます（平成19年1月改正）。

※地震保険料控除は保険料を実際にお支払いいただいた年に行われます（口座振替の場合、「実際にお支払いいただいた年」は、振替日の属する年となります。）。なお、始期日より前にお支払いいただいた保険料は、実際のお支払日ではなく、始期日にお支払いいただいたものとして取り扱われます。

※2年以上の契約で保険料を一括してお支払いいただいた場合、一括払保険料を保険期間（年数）で割った保険料を毎年お支払いいただいたものとして取り扱われます。

手順6 オプションの特約 および自動セット特約



オプションの特約をお選びください。

自動セット特約



事故時諸費用特約

すべての契約にセットされますが、セットしないこともできます。

事故の際に必要な諸費用を補償します。

保険金をお支払いする主な場合

事故時諸費用保険金

損害保険金が支払われるべき場合に、損害保険金の20%^(注)を事故時諸費用保険金としてお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。

^(注) ご希望により損害保険金の10% (300万円限度) とすることもできます。

保険金をお支払いしない主な場合

■ 契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合」^(注)に該当する損害と同じです(4ページ参照)。

^(注) 建物電氣的・機械的事故特約をセットしている場合は、建物電氣的・機械的事故特約で「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する損害についても事故時諸費用保険金をお支払いしません。



地震火災費用特約

すべての契約に必ずセットされます。

地震等を原因とする火災で損害が一定割合以上となった場合に補償します。

保険金をお支払いする主な場合

地震火災費用保険金

地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で次表のいずれかに該当する場合に保険金額の5%^(注1)を地震火災費用保険金としてお支払いします。ただし、1回の事故^(注2)につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。

保険の対象	保険金を支払う条件
建物	建物が半焼以上となった場合
家財 ^(注3)	家財を収容する建物が半焼以上となった場合、または家財が全焼となった場合

^(注1) 建物・家財のうち保険の対象としているものすべてに地震保険をセットしている場合は、保険金額の30%を地震火災費用保険金としてお支払いする特約をお選びいただくこともできます。

^(注2) 72時間以内に生じた2回以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。

^(注3) 家財は「家財(長期用)特約」をセットした場合に、上表に従い保険金をお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失等による損害
- 被保険者と同居の親族または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意による損害 等



バルコニー等修繕費用特約

保険の対象がマンション戸室の場合に必ずセットされます。

建物の補償対象となる事故によりバルコニー等の共用部分が損害を受け、管理規約に基づき自己の費用で修繕した場合に補償します。

保険金をお支払いする主な場合

バルコニー等修繕費用保険金

契約プランの「保険金をお支払いする主な場合」に該当する事故によって、被保険者がもっぱら使用・管理しているバルコニー等の共用部分が損害を受け、管理規約に基づき修繕の義務が生じ、実際に修繕した場合に、修繕費用の実費をバルコニー等修繕費用保険金としてお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。

保険金をお支払いしない主な場合

■ 契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する損害と同じです(4ページ参照)。



失火見舞費用特約

類焼損害・見舞費用特約と同時にセットできません。

類焼損害・見舞費用特約

失火見舞費用特約と同時にセットできません。

火災、破裂または爆発の事故で、隣家に損害が生じた場合に支払った見舞金の費用等を補償します。

保険金をお支払いする主な場合

失火見舞費用保険金(失火見舞費用特約、類焼損害・見舞費用特約)

保険の対象としている建物または家財から発生した火災、破裂または爆発の事故により第三者の所有物に損害が生じた場合に、支出した見舞金等の費用の額を失火見舞費用保険金としてお支払いします。ただし、1被災世帯あたり30万円を限度とし、1回の事故につき、損害保険金の30%を限度とします。

類焼損害保険金(類焼損害・見舞費用特約のみ)

保険の対象としている建物またはこれに収容される家財から発生した火災、破裂または爆発の事故により近隣にお住まいの方の住宅建物や家財に損害が生じた場合に、損害額(修理費等)から他の保険契約(類焼先で契約している火災保険等)から支払われる保険金の額を差し引いた額を類焼損害保険金として類焼先にお支払いします。ただし、類焼損害保険金としてお支払いする額は、同一保険年度を通じ、最大で1億円とします。

保険金をお支払いしない主な場合

失火見舞費用保険金

- 第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分から発生した火災、破裂または爆発による場合
- 煙損害または臭気付着の損害
- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失等による損害
- 被保険者と同居の親族または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意による損害 等

類焼損害保険金

- 保険契約者、被保険者の故意による損害または類焼先の方もしくは保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失等による損害
- 煙損害または臭気付着の損害 等



建物電氣的・機械的事故特約

「6つの補償プラン」または「4つの補償+破損汚損プラン」にセットできます。

給湯設備や床暖房等の建物付属機械設備(設置後10年以内)の電氣的・機械的事故(故障)による損害を補償します。

保険金をお支払いする主な場合

損害保険金

建物に設置した日^(注1)から10年以内の建物付属機械設備に、電氣的・機械的事故(故障)による損害が生じた場合に、損害額^(注2)から免責金額^(注3)を差し引いた額について、建物保険金額を限度に損害保険金をお支払いします。

^(注1) 建物に設置した日が確認できない場合は、製造日とします。

^(注2) 屋外設備に生じた電氣的・機械的事故については、損害額が1回の事故につき敷地内一括で30万円を超える場合、損害額を30万円とみなします。

^(注3) 建物電氣的・機械的事故特約の免責金額は、建物の免責金額と同額です。

保険金をお支払いしない主な場合

- 契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合①②」に該当する損害と同じです。ただし、前記②のうち「電氣的・機械的事故(故障)によって生じた損害」を除きます(4ページ参照)。
 - 製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任^(注)を負うべき事故
 - 不当な修理や改造によって生じた事故
 - 消耗部品および付属部品の交換 等
- ^(注) 保証書、延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

補償内容が同様の保険契約(特約を含みます。)が他にある場合は、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご契約ください。

手順7 保険期間と保険料の払込方法

保険期間と保険料の払込方法をお選びください。

保険期間をお選びください。

- 保険期間は、6年以上36年以下の整数年でお決めください。

保険料の払込方法をお選びください。

- 保険料を一括して払い込む長期保険料一括払となります^(注1)。
- キャッシュレスによる便利な保険料の払込方法をご用意しています(現金により払い込むことも可能です)。

口座振替	指定口座からの口座振替によって払い込む方法です。
クレジットカード払(登録方式) ^(注2)	クレジットカードによって払い込む方法です。
払込票払 ^{(注2)(注3)}	当社所定の払込取扱票によってコンビニエンスストア・郵便局で払い込む方法です。ペイジー(Pay-easy)を利用して払い込むこともできます。

(注1) 地震保険は継続するたびに保険料をお支払いいただけます。

(注2) 保険料の額によってはご利用いただけない場合があります。

(注3) 払込票払は保険始期が2012年1月以降の契約よりご利用いただけます。

暮らしのQQ隊

暮らしのQQ隊は、「6つの補償プラン」、「5つの補償プラン」、「4つの補償+破損汚損プラン」限定のサービスです!

給排水管やトイレの詰まり、外出時のカギの紛失など、日常生活ではさまざまなおすまいのトラブルが起こりがちです。「暮らしのQQ隊(水まわりQQサービス・カギあけQQサービス)」がセットされる契約プランにご加入いただくと、突然のトラブルでも、暮らしのQQ隊がしっかりサポートします。

★暮らしのQQ隊・無料サービスメニュー(24時間365日受付!)

- 30分程度の応急修理に要する作業料、出張料は無料です。

(部品代および30分程度の応急修理を超える作業料はお客様のご負担となります。)

■ 水まわりQQサービス

給排水管やトイレの詰まり、故障に伴う水のあふれ等が生じた場合、専門の業者を手配し、専門の業者が直接応急修理を行います。



■ カギあけQQサービス

外出時にカギを紛失してしまった場合等に専門の業者を手配し、専門の業者が直接カギあけを行います。



※このサービスは提携アシスタンス会社が直接自社のネットワークを活用して作業します。

※「暮らしのQQ隊」は、専用ダイヤル(無料)にお電話いただくことがサービス提供の条件となります。専用ダイヤル(無料)につきましては、ご契約後にお届けする保険証券をご覧ください。

※サービスメニューの詳細につきましては、ご契約後にお届けする保険証券同封のナビゲートブックをご覧ください。

※一部地域(離島など)ではご利用できない場合があります。

※サービスの内容は予告なく変更・中止する場合があります。あらかじめご了承ください。

用語のご説明

このパンフレットにおいて使われる用語についてご説明します。

用語	説明
カ行	
家財	生活用動産をいい、業務用の用(保険証券に記載の建物を第三者の居住の用に供する業務およびこれに付随する業務を除きます。)にのみ供されるものを除きます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
記名被保険者	保険証券に記載された被保険者をいいます。
共同住宅	一つの建物が1世帯の生活単位となる戸室を2以上有し、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。戸室とは1世帯の生活単位として仕切られた建物の区分をいい、貸室に限らず建物の所有者または管理人等が居住している戸室もこれに含まれます。
稿本	本などの原稿をいいます。
サ行	
再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
時価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
敷地内	囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。なお、保険証券に記載の建物が共同住宅である場合には、その共用部分を含み、第三者が占有する戸室を除きます。
始期日	保険期間の初日をいいます。
失効	保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
損害	消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。

用語	説明
サ行	
損害保険金	このパンフレットにおいては、家財(長期用)特約の特約家財保険金についても、損害保険金と表記しています。
タ行	
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、半地下室(四周がすべて一部地盤面下にある部分をいいます。)を含みます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ハ行	
被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
標準評価額	建物の所在地、構造、延床面積により算出された評価額をいいます。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券に記載の保険期間をいいます。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険の対象	保険契約により補償される物をいいます。
保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
マ行	
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

ご注意いただきたい事項

- 保険料は、保険金額、保険期間、建物の所在地・面積・構造等によって決まります。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の保険料欄にてご確認ください。
- 取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。
- 「GK すまいの保険・スーパーロング(家庭用火災保険)」および地震保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
- ご契約を解約される場合、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。
- このパンフレットは、「GK すまいの保険・スーパーロング(家庭用火災保険)」および地震保険の概要をご説明したものです。補償内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細は、普通保険約款・特約をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 保険契約者と記名被保険者が異なる場合には、保険申込書に記名被保険者氏名を明記いただくとともに、このパンフレットに記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。
- ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」をご確認ください。

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

【受付時間】

平日 9:00~20:00

土日・祝日 9:00~17:00

(年末・年始は休業させていただきます)

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 (ナビダイヤル(有料))

【受付時間】 平日 9:15~17:00

詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

三井住友海上火災保険株式会社

●ご相談・お申込先(取扱代理店)

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8252 東京都中央区新川12-27-2

お客さまデスク 0120-632-277(無料)

受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)

http://www.ms-ins.com